

## ことばの解説

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 市 民 税                 | 収入に応じ市民の皆さんに負担していただく税で、主要な財源です。                         |
| 固 定 資 産 税             | 土地、家屋等にかかる税金です。   |
| 都 市 計 画 税             | 都市計画区域にお住まいの方にかかる目的税で、区域内の都市基盤の整備等に使われます。               |
| 地 方 譲 与 税             | 揮発油や自動車の重量にかかる税金を、地方の道路の延長や面積により国から配分されます。              |
| 利 子 割 交 付 金           | 預金利子等にかかる税金の一部が、県から交付されます。                              |
| 配 当 割 交 付 金           | 株式などの配当にかかる税金の一部が、県から交付されます。                            |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 株式などの譲渡所得金額にかかる税金の一部が、県から交付されます。                        |
| 地 方 消 費 税 交 付 金       | 消費税の地方分1.7%のうち半分を、人口や事業従事者数により県から配分されます。                |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金     | 自動車取得税の7割相当が、市町村の道路延長や面積により県から配分されます。                   |
| 環 境 性 能 割 交 付 金       | 普通自動車の自動車税の100分の47相当額が、市町村の道路延長や面積により県から配分されます。         |
| 地 方 特 例 交 付 金         | 住宅ローン減税の実施に伴う市税の減収を補てんするために国から交付されるお金です。                |
| 地 方 交 付 税             | 地方の均衡ある行政水準を維持するため、自治体が必要とする支出額に収入額が不足する分、国から交付されるお金です。 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 交通違反の反則金を原資に、交通事故発生件数や道路延長等の割合に応じ国から交付されます。             |
| 分 担 金 及 び 負 担 金       | 保育所の保護者負担金や、老人保護措置費の負担金などがあります。                         |
| 使 用 料 及 び 手 数 料       | 施設の使用料や、手数料を受益者から徴収するものです。市営住宅使用料、ごみ処理手数料などがあります。       |
| 財 産 収 入               | 未利用市有地の売却収入や土地建物の貸付収入などです。                              |
| 繰 入 金                 | 各種基金（預金）を事業の必要性に応じ取り崩して使うためのものです。                       |
| 繰 越 金                 | 決算を行い剰余金の一部を、年度を越えて使用するものです。                            |
| 諸 収 入                 | 預金利子や貸付金などです。   |
| 市 債                   | 大きな事業に必要なお金の一部を、国や市中金融機関等から借り入れるお金です。                   |
| 事 業 繰 越 金             | あらかじめ、決められた事業などを年度をまたいで使うためのお金です。                       |